

八洲学園大学 障害学生支援規程

(目的)

第1条 この規程は、障害者基本法並びに障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律その他の法令の定めに基づき、八洲学園大学（以下、「本学」という。）障害学生支援に関するガイドラインに即して、障害のある学生（以下、「障害学生」という。）に対する支援を実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、障害学生とは、本学に在籍する全学生（科目等履修生、特修生を含む）並びに本学に入学を希望する者で、心身の機能に障害があり、自身の障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある者をいう。

(責務)

第3条 学長は、障害学生に対し不当な差別的取り扱いをすることにより学生の権利利益を侵害することのないよう、全学的な障害学生支援を推進するための具体的方策を講じなければならない。

2 教職員は、障害学生に対し不当な差別的取り扱いをすることにより学生の権利利益を侵害することのないよう、具体的支援の実施及び合理的配慮の提供に努めなければならない。

(支援の申し出)

第4条 障害学生は、原則として入学前に修学に必要な支援を申し出ることとする。なお、配慮内容の検討・決定に時間を要するため学期開始直前や学期開始後の申し出には対応できない場合がある。

2 前項の申し出は、別に定める申請書及び障害の状況を確認できる資料を事務局教務課に提出することにより行う。

3 事務局教務課は、当該学生の教育的ニーズと意思について十分な聴取を行った上で、教務委員会に報告する。

(支援内容の検討)

第5条 教務委員会は、当該学生の教育的ニーズと意思を十分尊重した上で、必要に応じて関係各部署と協議し、個別の支援内容を検討する。

(合意の形成)

第6条 支援内容は当該学生の合意を得て決定する。

(秘密保持義務)

第7条 障害学生支援に従事する者は、正当な理由なく、当該学生及び障害学生支援に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、学長が定める。

附 則

この規程は、令和5年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和 5 年 9 月 1 日から施行する。

八洲学園大学 修学上の配慮に関する申請書

1. 記入者・記入日

記入者の 氏名		本人との関係 ※本人以外の場合		記入日	年 月 日
------------	--	--------------------	--	-----	-------

2. 基本項目

学籍番号 ※在学生のみ					
希望する 入学区分	<u>希望する入学区分に○をつけてください。</u> 1.正科生(1年次入学) 2.正科生(学士取得編入学) 2年次転入学 / 3年次編入学 / 4年次編入学 3.正科生(資格・リカレント編入学) 4.科目等履修生 5.特修生 6.未定				
フリガナ	セイ	メイ	年齢	生年月日(西暦)	
氏名	姓	名	歳	年 月 日	
フリガナ					
現住所	〒 都道府県				
連絡先	TEL () -		Eメール		
緊急連絡先 (本人以外)	フリガナ			本人との 関係	
	氏名				
	TEL			Eメール	
取得希望の 資格等	<u>取得希望の資格等があれば○をつけてください。</u> 1.司書 2.学芸員 3.社会教育主事(社会教育士) 4.司書教諭 5.その他(具体的に:) ※学芸員と社会教育主事(社会教育士)は、学外実習を行う科目があります。				

3. 個人情報保護と情報の共有について

本申請書の内容は、「学校法人八洲学園 個人情報の保護に関する規定」に基づき、厳重に管理します。また、本人の同意なく、履修科目の担当教員その他に共有することはありません。つきましては、支援に必要な範囲内で履修科目の担当教員その他関係者に情報を伝達することについて、意思確認をお願いいたします。

障害の状況等を支援に必要な範囲内で履修科目の担当教員その他関係者に伝達することについて、該当する項目のカッコ内に○をつけてください。

() 同意する ・ () 同意しない

※情報の伝達に同意しない場合は、支援を受ける際に適切な配慮ができない場合があります。

※今回同意しない場合でも、必要を感じた時点でご相談ください。

4. 障害の状況

障害の名称	身体障害者手帳等の等級	級
障害の種類	該当するすべての項目に○をつけてください。 1.視覚障害 2.聴覚障害 3.言語障害 4.肢体不自由(上肢機能) 5.肢体不自由(下肢機能) 6.体幹機能障害 7.内部機能障害(心臓・呼吸器・腎臓等) 8.知的障害 9.発達障害 10.精神障害 11.その他(具体的に:)	
障害の状況を 確認できる資料	本申請書とあわせて「障害の状況を確認できる資料」の提出をお願いしています。提出する資料に○をつけてください。後日提出予定の場合は、簡単に理由もお書きください。 1.医師の診断書等 2.障害者手帳等の写し 3.療育手帳(愛の手帳)等の写し 4.後日提出予定(理由:)	

本学は通信制のため、通学しなくても学修できます。そのため、下記項目の中には本学での学修に影響しないものもあります。修学上の配慮に関係すると思われる範囲でかまいませんので、ご回答ください。

身体の障害	パソコン	自分で操作可 / 代行が必要
	歩行	自立歩行可(補装具<杖・クラッチ等> 有・無) / 不可
	車いす	手動(介助 要・不要) / 電動(介助 要・不要) / 使用なし
	座位	可 / 不可
視覚の障害	パソコン	自分で操作可 / 代行が必要
	文字	読める / 拡大すれば読める / 読めない
	ノート作成	点字(手打ち・点字タイプライター・ブレイルメモ) / パソコン / 代行が必要
	パソコン	文字拡大 / 白黒反転 / 読み上げソフト / 点字出力機
聴覚の障害	補聴器	補聴器があれば聞き取れる / 聞き取りにくい
	口話	日常会話の読み取りができる / ゆっくり話せばできる / できない
	手話	読み取りと表現ができる / 表現できるが読み取りはできない / できない
その他の障害の状況		
家庭での生活状況や介護等の内容		
学修上の支援内容 ※過去に支援を受けたことがある方		
その他の特別事項		

※この表に書ききれない場合は、別紙を添付してください。

5. 希望する支援

希望する支援がある場合は「希望」欄に○をつけてください。なお、希望する支援を全て実施できるとは限りませんのであらかじめご了承ください。

科目	支援の内容	希望
学修開始前	スクーリング授業の受講体験	
	科目選択(履修登録)についての個別相談	
テキスト履修科目	課題レポート等の手書き提出 ※郵送費は自己負担	
	課題レポート等の提出期間の延長	
	試験方式による科目修得試験の試験時間に関する配慮	
スクーリング履修科目	スライド、教材の早期配布	
	手話通訳者等の学修支援者への配付資料の提供	
	手話介助者の配置 ※原則、来校受講の場合のみ	
	音声の文字起こし	
	チャット入力ができないこと等に関する配慮	
	オンデマンド受講を認める等の出席に関する配慮	
	再配信やオンデマンド受講の際のレポート提出期間の延長	
	試験レポート等の手書き提出 ※郵送費は自己負担	
	試験レポート提出期間の延長	
試験方式による最終試験の試験時間に関する配慮		
学外実習	実習の受入れ先の探し方等についての個別相談	
	実習の代替措置	
その他希望する支援		

6. その他の相談事項(気になることや不安なことなどご自由にお書きください)

--

7. 緊急時の対応(来校希望者のみ)

スクーリング等で緊急時の対応が必要になる可能性がある方はご記入ください

どのような症状が起きるか	
緊急の対応方法・手順 ※応急処置や主治医への連絡の必要、 特に対応すべきこと・できることなどあれば記入してください	